第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和3年度第4回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

	7 14 3 十度
開催日時	令和3年8月23日(月) 9時53分~10時27分
開催場所	板金工業組合 会議室
	公益代表委員(定数5人) 石井利江子 片山 聡 木下康代 平井建志
	労働者代表委員(定数 5 人) 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三
出席状況	使用者代表委員(定数 5 人) 石井 太 石田秀幸 楠亀博美中村宏幸 西田保夫
	事務局5人 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、神崎室長補佐、福間賃金指導官
	滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について
主要議題	特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)
	特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)
議事要旨	・滋賀県最低賃金の改正決定について、使用者側から支払い能力を無視したもので遺憾とする内容の1件(滋賀県タクシー協会)、労働者側から最賃額1500円を求めるとする内容の2件(滋賀県労働組合総連合/コープしが労働組合)、計3件の異議申出があった。審議の結果、答申通り滋賀労働局長に答申することを決定し答申。 ・特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性について、専門部会報告を審議し、窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車・同附属品の4業種については改正決定の必要性有り、新繊維、各種商品小売については改正決定の必要性有りとの結論に達しなかったことを決定し、滋賀労働局長に答申。・必要性有りと答申された4業種の改正決定について諮問し、専門部会で金額審議を行うこととなった。・特定(産業別)最低賃金の実地視察は、新型コロナ禍により実施困難として今年度も見送りを決定。